一般社団法人漁業経営安定化推進協会

定款

平成22年2月15日 作 成 平成22年2月15日 定款認証 平成22年2月15日 設 立 平成22年5月27日 一部変更 平成25年6月26日 一部変更 平成27年6月26日 一部変更 平成27年8月17日 一部変更 平成29年6月27日 一部変更 令和元年6月27日 一部変更 令和3年6月30日 一部変更

一般社団法人漁業経営安定化推進協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人漁業経営安定化推進協会と称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な場所に置くことができる。 これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、漁業者、漁業関係団体等との連携と協力により、漁業経営の安定化 を通じて水産業の発展及び漁村の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)漁業経営の安定化に関する事業
 - (2)水産業の発展に関する事業
 - (3)漁村の活性化に関する事業
 - (4)水産資源の保護・増進に関する事業
 - (5)魚食を中心とした食育普及推進事業
 - (6)漁場環境の保全に関する事業
 - (7)都市と漁村との間の交流の促進に関する事業
 - (8)水産物の流通及び消費に関する事業
 - (9)水産に関する調査、研究及び技術の普及
 - (10) 水産関係団体に対し、連絡、助言又は援助を行う事業
 - (11) その他水産業に関する調査、研究等の受託事業
 - (12)前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会 員

(法人の会員)

- 第5条 この法人に次の会員を置く。
- (1)正会員 全国の区域を地区としてこの法人の行う事業と同種の事業を行う団体であって、この法人の目的に賛同して入会した者

- (2) 賛助会員 個人又は団体であって、この法人の事業を賛助するために入会した者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、この法人が別に定めるところにより申込み をし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員となった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、この法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退 会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
 - (1)この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、除名した会員にその旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1)第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (2)総正会員が同意したとき。
 - (3)成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (4) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員と しての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地 位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、 これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

- 第13条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1)会員の除名
 - (2)理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (3)理事及び監事の報酬等の額
 - (4)定款の変更
 - (5)入会金及び会費の金額
 - (6)基金の返還
 - (7)合併、事業の全部又は一部の譲渡
 - (8)解散及び残余財産の処分
 - (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、当該社員総会においては、第15条第2項の書面に記載した 社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

- 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が 招集する。
- 2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は 電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、 書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合は、当該社員総会の開催日の2週 間前までに行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
- 第16条 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 2 会長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に 事故があるときは、当該社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき、1個とする。

(決議)

- 第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1)会員の除名
 - (2)監事の解任
 - (3)定款の変更
 - (4)解散
 - (5)その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る 場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで の者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの法人に提出しなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合に おいて、当該提案について、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示 をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対して、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面 又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長、出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置等)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、1名を副会長とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第25条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常勤の理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事及び会計監査人は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねること ができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずる ものとして当該理事と法令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事総数 の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執 行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理 事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2)理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3)理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4)理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は 法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき

は、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

- (5)前号の場合において必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集すること。
- (6)理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、 法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その 調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7)理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為 をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法 人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめるこ とを請求すること。
- (8) その他法令で定められた監事の権限を行使すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第28条 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

- (1)この法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書を監査し、法令で定めるところにより、会計監査報告を作成すること。
- (2)会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、 会計に関する報告を求めること。
- (3)理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告すること。
- (4)定時社員総会において出席を求める決議があったときは、定時社員総会に出席して 意見を述べること。
- (5) その他法令で定められた会計監査人の権限を行使すること。

(役員及び会計監査人の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社 員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事とし ての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議が されなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
- 2 会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、理事は、 会計監査人の解任を社員総会の目的とすることにつき、監事の過半数の同意を得なけれ ばならない。
- 3 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するとき、監事全員の同意により、当該会 計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解 任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。
 - (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2)会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第31条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、理事会に おいて別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給すること ができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(取引の制限)

- 第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
 - (1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの 法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を 理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第33条 この法人は、理事、監事又は会計監査人の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、理事(業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。)、監事又は会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には 賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償 責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 毎事業年度の事業報告及び収支決算の承認
- (2)毎事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (3)社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (4)会員の入会の承認
- (5)重要な財産の処分及び譲受け
- (6)多額の借財の決定
- (7)事務局長その他の重要な職員の選任及び解任
- (8)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (9)業務の適正を確保するための体制の整備
- (10)理事の利益相反取引の承認
- (11) 基金の募集、割当て、払込み、返還等の手続の決定
- (12) 重要な規則の制定、変更及び廃止
- (13)前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (14) 理事の職務の執行の監督
- (15)会長、副会長及び常勤の理事の選定及び解職
- (16)会計監査人に対する報酬等の額
- (17) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の3日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事 故があるときは、当該理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該 提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をし たときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事 が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事、監事又は会計監査人が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき 事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、 第26条第4項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 基 金

(基金の拠出)

第42条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第43条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議により定める ものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第44条 拠出された基金は、当法人が第56条の規定により解散するまで返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金を その拠出者に返還することができるものとする。
- 3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

- 第45条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって、一般法人法第141条第2項に定める 範囲内で行うものとする。
- 2 前項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第46条 基金の返還を行うため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上する ものとし、その代替基金については取り崩すことはできない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第48条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日まで に会長が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会に報告するものとする。これを変 更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、 理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をするこ とができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4)損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時 社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該 当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総 会の承認を受けなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令で定めるところにより、 第1項第3号及び第4号の書類を第60条の規定による公告を1年間行うものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1)定款
- (2)会員名簿
- (3)理事及び監事の名簿
- (4)事業計画書及び収支予算書

- (5)第49条第1項の書類
- (6)監査報告
- (7)会計監査報告
- (8)その他法令で定められた帳簿及び書類
- 2 前項第1号及び第2号の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に常に備え置き、一般の閲覧に供するものとし、前項第3号から第7号の書類は、主たる事務所に5年間、 従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項第各号の帳簿及び書類等の閲覧方法については、法令で定めるところによる。

(会計原則)

第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金)

第52条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別の利益)

第53条 この法人は、特定の個人又は団体に対し、経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付によって、法令で定められた社会通念上不相当な特別の利益を与えてはならない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第55条 この法人は、社員総会の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の 全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第56条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人の目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般社団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決に基づき会長が別に定める。

第11章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議に基づき会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(委任)

第61条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議に 基づき会長が別に定める。

附 則

(最初の事業年度)

1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

2 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員 住所 東京都板橋区中台三丁目27番G-804号

氏名 照山 光一

設立時社員 住所 千葉県柏市逆井藤ノ台30番地10

氏名 三宅 哲夫

設立時社員 住所 神奈川県横浜市旭区若葉台二丁目13番402号

氏名 佐藤 正敏

設立時社員 住所 東京都杉並区阿佐谷北4丁目28番14-703号

阿佐谷コーポラス

氏名 吉田 博身

3 この法人の設立当初の役員、代表理事会長及び副会長は、次のとおりとする。

代表理事会長 照山 光一

副会長理事 三宅 哲夫

理事 照山 光一、三宅 哲夫、佐藤 正敏、吉田 博身

監事 伊賀 久則、長岡 英典

4 この法人の設立当初の役員の任期は、この法人の成立の日から平成23年の定時社員 総会の終結の時までとする。

- 5 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立後会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告する。
- 6 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、設立時社員の過半数の議決により決定する。
- 7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、次のとおりとする。

(1)入会金 無料

(2)年会費 正会員 1口10,000円(1口以上)

賛助団体会員 1口50,000円(1口以上)

賛助個人会員 1口10,000円(1口以上)

8 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令で定めるところによる。

以上、一般社団法人漁業経営安定化推進協会の設立のため、設立時社員の定款作成代理 人である司法書士大門幹夫は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成22年2月15日

設立時社員照山光一設立時社員三宅哲夫設立時社員佐藤正敏設立時社員吉田博身

定款作成代理人 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 司法書士 大門 幹夫

附 則(平成22年5月27日)

この一部改正については、平成22年5月27日から施行する。

附 則(平成25年3月12日)

- 1 この一部改正については、平成25年3月12日から施行し、平成25年度第1回 理事会の開催の日の翌日から適用する。
- 2 平成25年度の会費については、この一部改正前の第7条の規定にかかわらず、個 人正会員は支払う義務を負わない。

附 則(平成25年6月3日)

この一部改正については、平成25年6月3日から施行する。

附 則(平成27年6月26日)

この一部改正については、平成27年6月26日から施行する。

附 則(平成27年8月17日)

この一部改正については、平成27年8月17日から施行する。

附 則(平成29年6月27日)

この一部改正については、平成29年6月27日から施行する。

附 則(令和元年6月27日)

この一部改正については、令和元年6月27日から施行する。

附 則(令和3年6月30日)

この一部改正については、令和3年6月30日から施行する。